

原料費調整制度に基づく

令和7年1月のガス料金のお知らせ

令和6年11月29日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和7年1月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和6年8月～令和6年10月のLNG平均価格及びLPG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。

令和7年1月検針分に適用する料金は、広報上越1月号での記事掲載し、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

料金表（令和7年1月）

一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
 基準単位料金に対しては △25.41円（税込）下方調整して料金を算定します。
 また、基本料金は変わりません。

区 分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0~25m ³	26~150m ³	151m ³ ~
基本料金 (円/月)	374.00	418.00	638.00
調整単位料金 (円/m ³)	152.58	150.81	149.35

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)
 (上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	令和7年1月 適用料金	令和6年12月 適用料金	増減額	増減率
35m ³	5,696円	5,745円/月	△49円/月	△0.9%

※ 当市におけるご家庭の1件1か月当たり平均使用量35m³（45.0メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

【参考】

1か月の ご使用量	令和7年1月 適用料金	令和6年12月 適用料金	増減額	増減率
100m ³	15,499円/月	15,639円/月	△140円/月	△0.9%

＜お問い合わせ先＞

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線311

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和6年8月～令和6年10月 (令和7年1月検針分に適用)	令和6年7月～令和6年9月 (令和6年12月検針分に適用)
平均原料価格※1	93,390 円/ト	95,030 円/ト
基準平均原料価格※2	124,190 円/ト	

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9748＋LPG平均価格×0.0405

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和4年6月から8月までのLNG平均価格123,110円×0.9748＋令和4年6月から8月までのLPG平均価格103,230円×0.0405）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（令和6年8月～令和6年10月貿易統計値）} \times 0.9748 \\ &= 92,100 \text{ 円/ t} \times 0.9748 \\ &= 89,779.080 \text{ 円/ t} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（令和6年8月～令和6年10月貿易統計値）} \times 0.0405 \\ &= 89,170 \text{ 円/ t} \times 0.0405 \\ &= 3,611.385 \text{ 円/ t} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 89,779.080 \text{ 円/ t} + 3,611.385 \text{ 円/ t} \\ &= 93,390.465 \text{ 円/ t} \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 93,390 \text{ 円/ t} \end{aligned}$$

原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 93,390 \text{ 円/ t} - 124,190 \text{ 円/ t} \\ &= \Delta 30,800 \text{ 円/ t} \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= \Delta 30,800 \text{ 円/ t} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.075 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{ 円} + (0.075 \text{ 円} \times \Delta 30,800 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{ 円} + \Delta 25.41000 \text{ 円} \\ &= 176.22 \text{ 円} + \Delta 25.41 \text{ 円（小数点第3位以下切上げ）} \\ &= 150.81 \text{ 円} \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.0825円（0.075円に1.1を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³あたり△25.41円（税込）下方調整します。